

皆様に、最新の労働災害情報をおとどけしています！

## 災害発生情報 No.108

2019. 4

(一社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	倉庫業	経験	1年	年齢	20代	男女	女性		
発生月	1月	発生時刻		12時05分					
発生状況	被災者が出荷待ちの荷物置き場内を休憩所に向かって歩いていたところ、後退してきたフォークリフトの後輪に右足を轡かれたもの。								
負傷の程度／部位	右足骨折、挫傷			休業見込	2か月				

### ～再発防止のために～

平成30年に発生したフォークリフトに関する労働災害15件のうち11件がフォークリフトとの接触災害であり、全数の73%を占めています。そのほとんどが骨折等の重篤な災害につながっていることから、以下の対策を講じてください。

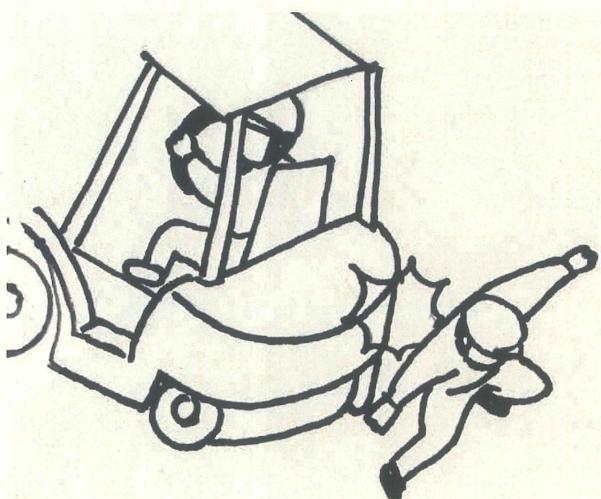
〔オペレーター〕周囲の安全を確かめながら、運転操作を行い、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようとする。

〔周囲の作業者〕接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア（フォークリフトの走行エリア）に立ち入らない。

〔事業者〕作業計画を作成し、フォークリフトの作業・走行範囲について関係労働者に周知する。

作業指揮者を選任し、作業を指揮監督させる。

フォークリフトに係る安全研修を実施する。



### ◆日々ご安全◆

4月に入り、いよいよ新年度を迎えるました。

新年度から新入社員を雇い入れる事業場も多いのではないでしょうか。

安全衛生の知識を欠いたまま未経験の作業を行わせると、予期せぬ労働災害につながることもあります。

新しい環境で、快適な職場生活を送るために基本となるものが、安全衛生教育です。生活の基盤となる職場で、怪我や病気をすることなく、充実した毎日を過ごしてもらうために、新入社員への雇い入れ時の安全衛生教育の実施のほか、その他の社員に対しても広く定期的に安全衛生教育を実施していただきますようお願いいたします。

厚生労働省としても製造業、陸上貨物運送業、商業向けに「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」（厚生労働省HPに掲載）を作成しています。製造業については外国語版も作成しておりますので、ぜひ活用してください。

**※2019年4月から、産業医・産業保健機能・面接指導等の強化について定めた改正安衛法が施行されます。**

**※2019年1月から、労働者死傷病報告の様式が変更となり、被災者が外国人の場合、国籍・在留区分の記入が必要になりました。新様式での提出をお願いします。**